

**★有期契約「更新判断を厳格化」5割**

公益社団法人全国求人情報協会が実施した改正労働契約法に関するアンケート調査で、契約を更新する有期契約労働者を働きぶりなどで厳選するとともに、優秀な人材は積極的に正社員に登用しようとする企業の姿勢が明らかになった。

有期労働契約が5年を超えて反復更新された場合に無期労働契約への転換制度を定めた改正法の施行を受けて人事制度を見直した企業が50.8%、見直し中(予定を含む)27.2%となり、全体の約8割が見直しに着手している。企業規模が大きいほど見直す企業割合が多く、従業員300人以上規模で9割、20~49人規模は7割に満たない。

具体的には、「有期契約労働者の契約更新判断を厳格化する」が46.9%。「有期契約労働者の更新を抑制する」は35.8%。

無期労働契約への転換を回避する措置としては、「1回あたりの契約期間を延ばし、更新は原則行わないようにする」が13.2%、「5年超に到達する労働者が出たら、次の契約まで原則6か月以上のクーリング期間を設けて再度活用する」8.8%となっている。

正社員化の仕組みを整える企業も多い。「有期契約労働者から正社員への登用制度を新設する」が25.8%、既存の正社員登用制度を活用する」は32.1%に上る。「法改正を機に、働きぶりや人物をしっかり評価し、優秀な人材には契約を更新したりまたは正社員に登用したり、引き続き活躍してもらおうという動きが現れている」

**※「特例措置」新設予定**

有期労働契約が5年を超えて反復更新された場合に無期労働契約への転換制度を定めた改正法に特例措置を設ける検討を開始した。早ければ通常国会へ改正案を提出する。特例対象(正社員としなくても良い)となるのは次の3条件の見込み。

- ①「一定期間内に終了すると見込まれる事業の業務に就く労働者」
- ②「高度な専門知識、技術または経験」を有する労働者
- ③「年収が常時雇用される一般の労働者と比較して高い水準となる見込まれる労働者」

**★25年の賃金改定額4375円**

厚生労働省がまとめた平成25年賃金引上等の実態に関する調査で、賃金改定額は1人平均4,375円(改定率1.5%)。前年改定額4,036円を上回った。今年8月現在の調査によると、今年中に賃金を引き上げたか、引き上げる予定の企業は79.8%となり、前年の75.8%を上回っている。

今年中に定期昇給を行ったか、行う予定の企業は管理職で59.4%、一般職で70.3%。共に前年を上回ったが一般職で伸びたのが目立つ。

**★配偶者同行休業法が成立**

国家公務員が配偶者の海外転勤に同行する場合、最長3年の休業を認める「国家公務員の配偶者同行休業に関する法律案」が昨年11月に可決し成立しました。

この法律は、「日本再興戦略」にもとづき、優秀な女性が夫の転勤により退職しなくてはならないことを防止するため、まず公務員から率先して取り組むというものです。実は私も夫の全国転勤で一つの仕事に打ち込むことができなかったため、この法律には大賛成。

これからの女性は一生働き、子供を産み育て、一生家事をしなくてはならないので大変だと思いますが、男性も生きるために家事をし、お互いに支える必要があります。今後は、優秀な人材を確保するために一般企業もこの制度を導入していかざるを得ないのでは・・・



エリカ